

2010年 6月15日

(2010年 6月17日一部変更)

(2010年 6月29日一部変更)

(2010年 9月28日一部変更)

(2010年12月21日一部変更)

(2011年 3月31日一部変更)

(2011年 6月30日一部変更)

(2011年 9月30日一部変更)

(2011年12月13日一部変更)

(2011年12月22日一部変更)

日 本 銀 行

成長基盤強化を支援するための資金供給における対象先公募等について

1. 成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先公募

(1) はじめに

- 日本銀行では、本日より成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先を公募することとしました。
 - 成長基盤強化を支援するための資金供給については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) をご覧下さい。
 - 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(2011年6月14日公表)に基づく資金供給(以下「特則資金供給」といいます)についても、本手続に基づいて公募した対象先に対して行います。なお、以下では、特則資金供給以外の資金供給を「本則資金供給」といいます。
- 次のスケジュールで応募を受付けます。
 - 第1回目の本則資金供給(8月31日に実施済)の対象先となるためには、スケジュールⅠによりご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい。
 - なお、成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となるためには、共通担保オペ(全店貸付)の対象先であることが要件となっています。この点については、別紙の2. をご覧下さい。

▼スケジュールⅠ (2010年6月15日選定開始分)

公募開始日	2010年6月15日
事務説明会	2010年6月18日午後5時
公募締切日	2010年6月22日正午

選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後（2010年6月25日に実施済）
選定先との取引	第1回目の本則資金供給を8月31日に実施済

▼スケジュールⅡ（2010年6月23日以降随時選定分）

①日本銀行金融市場局へのご連絡	随時（営業日の午前9時～午後5時）
②オペ実務の事務説明会または資料送付	事務説明会を行う場合は日本銀行金融市場局において実施（日時は日本銀行金融市場局よりご連絡します。6月18日の事務説明会に参加された先については、事務説明会の実施および資料送付を省略します）
③応募	②の実施以後、随時（営業日の午前9時～午後5時）
④選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後
⑤選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

—— 第2回目の本則資金供給（2010年11月30日に実施済）の対象先となるためには、2010年9月17日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第2回目の本則資金供給に間に合わないこともあります）。

—— 第3回目の本則資金供給（2011年2月28日に実施済）の対象先となるためには、2010年12月20日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第3回目の本則資金供給に間に合わないこともあります）。

—— 第4回目の本則資金供給（2011年5月31日に実施済）の対象先となるためには、2011年3月18日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第4回目の本則資金供給に間に合わないこともあります）。

—— 第5回目の本則資金供給^{（注）}（2011年8月31日に実施済）の対象先となるためには、2011年6月17日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第5回目の本則資金供給に間に合わないこともあります）。

（注）第1回目の特則資金供給は、2011年7月1日時点で既に成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先として選定されている先を対象に行います。

- 第6回目の本則資金供給および第2回目の特則資金供給（2011年11月30日に実施済）の対象先となるためには、2011年9月16日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第6回目の本則資金供給および第2回目の特則資金供給に間に合わないこともあります）。
- 第7回目の本則資金供給および第3回目の特則資金供給（2012年2月末を目処に実施する予定。具体的な日程については、後日、公表）の対象先となるためには、2011年12月19日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第7回目の本則資金供給および第3回目の特則資金供給に間に合わないこともあります）。
- 第8回目の本則資金供給および第4回目の特則資金供給（2012年5月末を目処に実施する予定。具体的な日程については、後日、公表）の対象先となるためには、2012年3月16日までにご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい（なお、日本銀行における審査終了時期によっては、第8回目の本則資金供給および第4回目の特則資金供給に間に合わないこともあります）。

(2) その他

- 対象先は、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

2. 成長基盤強化に向けた取り組み方針等の提出について

- 成長基盤強化を支援するための資金供給においては、成長基盤強化に向けた取り組み方針の提出を受け、そのもとで行われた融資・投資の実績に基づき、貸し付けを行うこととしています。
- これに関連して、以下の要領で、①成長基盤強化に向けた取り組み方針および②そのもとで行われた融資・投資の実績に関する資料の提出を受付けます。

(1) 第1回目の本則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2010年6月18日から2010年7月9日までの間に、「成長基盤強化に向けた取り組み方針の確認依頼書」（以下「取組方針確認依頼書」といいます）により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。
また、2010年7月1日から2010年7月16日までの間に、「成長基盤強化に向けた取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績の確認依頼書」（以下「個別投融資実績確認依頼書」といいます）により、上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第1回目の本則資金供給における借入希望額をご提出下さい。

(2) 第2回目の本則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2010年10月8日までの間に、取組方針確認依頼書により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、2010年10月1日から2010年10月18日までの間に、個別投融資実績確認依頼書により、上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第2回目の本則資金供給における借入希望額をご提出下さい。

(3) 第3回目の本則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2011年1月12日までの間に、取組方針確認依頼書により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、2011年1月4日から2011年1月19日までの間に、個別投融資実績確認依頼書により、上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第3回目の本則資金供給における借入希望額をご提出下さい。

(4) 第4回目の本則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2011年4月8日までの間に、取組方針確認依頼書により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、2011年4月1日から2011年4月18日までの間に、個別投融資実績確認依頼書により、上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第4回目の本則資金供給における借入希望額をご提出下さい。

(5) 第5回目の本則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2011年7月8日までの間に、取組方針確認依頼書により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、2011年7月1日から2011年7月20日までの間に、個別投融資実績確認依頼書により、上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第5回目の本則資金供給における借入希望額をご提出下さい。

(6) 第6回目の本則資金供給および第2回目の特則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2011年10月11日までの間に、取組方針確認依頼書または「成長基盤強化に向けた取り組み方針の確認依頼書（動産・債権担保融資等用）」（以下「取組方針確認依頼書（特則用）」といいます）により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、本則資金供給および特則資金供給の別に応じ、2011年10月3日から2011年10月20日までの間に、個別投融資実績確認依頼書または「成長基盤強化に向けた取り組み方針のもとで行われた出資等および動産・債権担保融資等の確認依頼書」（以下「個別投融資確認依頼書（特則用）」といいます）により、次に掲げる資料等をご提出下さい。

イ、本則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第6回目の本則資金供給における借入希望額

ロ、特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた出資等または動産・債権担保融資等に関する資料および第2回目の特則資金供給における借入希望額

(7) 第7回目の本則資金供給および第3回目の特則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2012年1月12日までの間に、取組方針確認依頼書または取組方針確認依頼書（特則用）により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、本則資金供給および特則資金供給の別に応じ、2012年1月4日から2012年1月20日までの間に、個別投融資実績確認依頼書または個別投融資確認依頼書（特則用）により、次に掲げる資料等をご提出下さい。

イ、本則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第7回目の本則資金供給における借入希望額

ロ、特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた出資等または動産・債権担保融資等に関する資料および第3回目の特則資金供給における借入希望額

(8) 第8回目の本則資金供給および第4回目の特則資金供給の対象先となることを希望する場合

- 2012年4月9日までの間に、取組方針確認依頼書または取組方針確認依頼書（特則用）により、成長基盤強化に向けた取り組み方針をご提出下さい。

また、本則資金供給および特則資金供給の別に応じ、2012年4月2日から2012年4月18日までの間に、個別投融資実績確認依頼書または個別投融資確認依頼書（特則用）により、次に掲げる資料等をご提出下さい。

イ、本則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた融資・投資の実績に関する資料および第8回目の本則資金供給における借入希望額

ロ、特則資金供給

上記取り組み方針のもとで行われた出資等または動産・債権担保融資等に関する資料および第4回目の特則資金供給における借入希望額

—— 審査オンラインの利用先は、取組方針確認依頼書、取組方針確認依頼書（特則用）、個別投融資実績確認依頼書および個別投融資確認依頼書（特則用）の提出に際して、審査オンラインをご利用下さい。

—— 取組方針確認依頼書および個別投融資実績確認依頼書については、上記の事務説明会の資料においてお示しします。

—— 取組方針確認依頼書および取組方針確認依頼書（特則用）に対する回答は、日本銀行による確認が済み次第通知しますが、第1回目の本則資金供給については、

オファー日の7営業日前を目途に、第2回目以降の本則資金供給および第2回目以降の特則資金供給については、遅くとも資金供給オファー日の5営業日前を目途に通知する予定です。取り組み方針を確認する過程では、取引主要店（本店の場合は金融機構局）から必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

取り組み方針について、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（以下「基本要領」といいます）等に定める要件を満たしていることが確認された場合には、当該取り組み方針のもとで行われたものとして申請された融資・投資のうち、日本銀行が定める要件を満たすものおよびその合計額ならびに貸付予定額を通知します。

—— なお、ある回の資金供給の対象先が、その次の回以降の資金供給について借入れ（ロール・オーバーを含む）を希望する場合は、都度、融資・投資の実績に関する資料を提出して頂くこととなります。ただし、取り組み方針については、一旦、基本要領等に定める要件を満たすものと認められた場合には、内容に変更がない限り、再度ご提出頂く必要はありません。

以 上

<照会先>

1. について

日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署
飯島（03-3277-1272）、源間（03-3277-1027）

2. について

日本銀行金融機構局大手金融グループ担当部署
渡邊、茨木（03-3277-3656）

成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 成長基盤強化を支援するための資金供給を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先である必要があります（貸付店が日本銀行の本店、支店であるかは問いません）。また、成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。
- 共通担保オペ（全店貸付）の対象先の随時選定は、通常毎月第8営業日に取り纏めて選定を行っていますが、これとは別に、以下のスケジュールにより選定を行います。共通担保オペ（全店貸付）の対象先となることを希望する先は、2011年12月13日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」をご確認頂き、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書」（別添2）も併せてご提出下さい。

—— 以下では「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」に基づく資金供給を「特則資金供給」といい、それ以外の資金供給を「本則資金供給」といいます。

—— 第1回目の本則資金供給の対象先となるためには、2010年6月25日までに共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の対象先としての選定が終了していることが必要となります。

▼第1回目の本則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定スケジュール

公募開始日	2010年6月15日
公募締切日	2010年6月22日正午 ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後

▼第2回目の本則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選
定スケジュール

応募締切日	2010年9月17日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第3回目の本則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選
定スケジュール

応募締切日	2010年12月20日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第4回目の本則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選
定スケジュール

応募締切日	2011年3月18日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第5回目の本則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選
定スケジュール

応募締切日	2011年6月17日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第6回目の本則資金供給および第2回目の特則資金供給の対象先となるための共通担
保オペ（全店貸付）の対象先選定スケジュール

応募締切日	2011年9月16日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第7回目の本則資金供給および第3回目の特則資金供給の対象先となるための共通担
保オペ（全店貸付）の対象先選定スケジュール

応募締切日	2011年12月19日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

▼第8回目の本則資金供給および第4回目の特則資金供給の対象先となるための共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定スケジュール

応募締切日	2012年3月16日正午 ^(注1) ^(注3)
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後 ^(注2)

(注1) 応募に際しては、応募日の前月中の共通担保差入平残（担保価額合計額から代理店契約に基づく保証額および歳入代理店契約に基づく保証額の合計額を差引いたベース）が10億円以上である必要があります（2011年12月13日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」参照）。

(注2) 日本銀行における審査終了時期によっては、希望する回号の資金供給に間に合わないこともあります。

(注3) <日本銀行金融ネットワークシステムの利用先でない皆様へ>

1. 共通担保オペ（全店貸付）の対象先となるためには、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます）の利用先である必要があります。このため、現在、当座勘定取引についての日銀ネットの利用先でない先については、2010年6月21日正午までに当該利用の申込みを行う必要があります。なお、日銀ネットの利用に関する審査では、利用希望先の事務処理態勢等を確認する必要があります。その確認に時間を要する場合には、第1回目の本則資金供給に間に合わないこともあります。
2. 日銀ネットの利用には、その導入準備に一定の期間を要します。このため、第2回目から第8回目の本則資金供給および第2回目から第4回目の特則資金供給を希望される場合にも、下表の日までに当座勘定取引についての日銀ネットの利用申込みを行う必要があります。

成長基盤強化支援資金供給の回号	日銀ネットの利用申込期限
本則第2回目	2010年7月23日
本則第3回目	2010年10月29日
本則第4回目	2011年2月10日
本則第5回目	2011年4月22日
本則第6回目、特則第2回目	2011年7月29日
本則第7回目、特則第3回目	2011年10月31日
本則第8回目、特則第4回目	2012年1月31日

3. 上記1. および2. の利用申込みを検討される場合には、日本銀行金融市場局：源間（03-3277-1027）までご照会下さい。

3. 事務説明会

- 対象先となることを希望することを検討している先^(注)を対象に2010年6月18日午後5時から日本銀行本店旧館5F(東門よりお入り下さい)において事務説明会を開催します。該当する先は、極力ご参加頂くようお願いいたします。また、随時選定で応募を考えていらっしゃる先も、この事務説明会に参加して頂いて結構です。

(注) 共通担保オペ(全店貸付)の対象先でない先であっても、日本銀行の当座預金取引先であれば参加することが可能です。

- 事務説明会の出席を希望する先は、2010年6月17日正午までに、事務説明会に出席される方(最大2名)の氏名、所属部署、連絡先電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレスを次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。
- 対象先となることを希望することを検討している先で事務説明会に出席されない先には、事務説明会における配布資料を送付しますので、その旨を次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

(電子メール連絡先) 日本銀行金融市場局
E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

(注) 電子メールのタイトルは、その内容に応じて「事務説明会への出席希望の件(金融機関等名)」または「資料請求の件(金融機関等名)」として下さい。

4. 応募方法

(1) スケジュール I (2010年6月15日選定開始分)

- スケジュール I により応募される場合には、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書」(別添1)を2010年6月22日正午までに、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署(本店新館4F)まで提出して下さい(以下申請書を提出した先を「応募先」といいます)。
- 申請書の受付時には、日本銀行金融市場局の受付印を押した申請書のコピーをお渡しします。
- 2010年6月18日の事務説明会の場でご提出頂いても結構です。
- 日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に直接お越し頂くことが難しい場合や締切日までに申請書本書の提出準備が難しい場合については、予めご連絡頂いたうえで、仮の申請書をファクシミリ送信して頂くこと等により、応募を

受付ける対応をします。こうした扱いを希望する先は、予め下記の照会先までご連絡下さい。

—— 第1回目の本則資金供給の対象先となるためには、スケジュールⅠによりご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい。

(照会先) 日本銀行金融市場局 源間
TEL : 03-3277-1027

(2) スケジュールⅡ (2010年6月23日以降随時選定分)

- スケジュールⅡにより応募される場合には、2010年6月23日以降の営業日の午前9時から午後5時までの間に上記の連絡先に電話にてご連絡下さい。オペ実務の事務説明会の日時または資料送付については、日本銀行金融市場局よりご連絡します(6月18日の事務説明会に参加された先については、当該事務説明会は省略します)。申請書の提出手順については、(1)と同じ扱いとします。

5. 選定方法

- 共通担保オペ(全店貸付)の対象先であり、かつ、1.の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

6. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

7. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等(対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです)に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、2011年7月1日公表の「共通担保オペ(全店貸付)の対象先定例選定基準・手続」(「共通担保オペ(全店貸付)の2011年度対象先公募(定例選定)について」別紙)3.に掲げる基準または2011年12月13日公表の「共通担保オペ(全店貸付)の対象先随時選定基準・手続」(「共通担保オペ(全店貸付)の随時選定について」別紙)3.に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

(注) 2011年12月13日公表の「オペレーションの対象先等の選定等にかかる信用力の基準等の一部見直しについて」もご参照下さい。

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることまたは共通担保オペ（全店貸付）の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との成長基盤強化を支援するための資金供給について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

以 上

成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となることを希望します。

1. 当方は、成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先となった場合には、「成長基盤強化を支援するための資金供給の対象先選定基準・手続」の 1. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 (注1)

(金融機関等コード)
 (金融機関等名) (注2)
 (役職名・代表者)

(注3) 印 (注4)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		

共通担保オペ（全店貸付）の対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（以下「共通担保オペ（全店貸付）」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、共通担保オペ（全店貸付）の対象先に選定された場合には、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の2. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、日本銀行_____店^(注1)を貸付店とすることを希望します。この場合の当方の取引店舗は_____^(注2)です。
3. 当方は、「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」の3. に掲げる必須基準を満たしています。
4. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日^(注3)

(金融機関等コード)

(金融機関等名)^(注4)

(役職名・代表者)

_____印^(注5)^(注6)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店名を記入して下さい。

(注2) 貸付店とすることを希望する日本銀行本支店と当座預金取引を行っている店舗名を記入して下さい。

(注3) 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注4) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注5) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注6) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		